

実質化された六連島地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	六連島地区(六連島集落)	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	28.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	11.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.0ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

<p>六連島地区は、下関市の西4kmの響灘に位置し、農業を基幹産業とする島である。比較的本土と近距離であり、肥沃な土壌、冬季も温暖な気候であるといった土地条件を活かし、ガーベラ、キク、金魚草、その他草花類を中心に、多品目による花きの周年生産に取り組んでいる。現在、栽培経験の長い生産者からの技術継承が少しずつ進み、若い担い手が育っているが、島内の花き生産者の高齢化が進んでおり、新たな新規就農者を確保・育成していく必要がある。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が11.5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・六連島地区は、個人の認定農業者である12経営体を中心に集約化を進めつつ、フラワー体験などによる地域外から交流人口の増加や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。 ・農作業の効率化を図るため、環境制御装置などのスマート農業の導入を進める。 ・むつれ丸(花き運搬船)による共同出荷の仕組みづくりのあり方を再検討する。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

六連島地区の中心経営体は個人の認定農業者が12経営体おり、畑利用については中心経営体である認定農業者12経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	12 経営体		8.9 ha		8.9 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農用地の集積、集約化の方針※

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

農地中間管理機構の活用方針※

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備事業への取組方針※

補助事業を活用し、老朽化しているパイプラインの整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※

該当なし

新規・特産化作物の導入方針

やまぐちブランドであるトルコキキョウやオリジナルユリの生産拡大に取り組み、花の振興を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針

ねずみによる被害が見られるため、地域による捕獲体制の構築等に取り組む。

スマート農業への取組方針

農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の活用を進める。

農業用施設の集約化への取組方針

担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、高齢組合員の共同出荷を行う。